

## 船舶事故調査報告書

平成24年12月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年8月22日 07時20分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島 <sup>だいほうら</sup> 大宝浦 五島市所在の大宝港南防波堤B灯台から真方位080° 2,100m付近 （概位 北緯32° 36.1′ 東経128° 40.9′）
事故調査の経過	平成24年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>ゆか</sup> 由香丸、0.6トン NS3-601257（漁船登録番号）、個人所有 6.40m (Lr) × 1.49m × 0.61m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数20、昭和58年1月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月22日 免許証交付日 平成19年9月26日 （平成25年4月21日まで有効） 甲板員 女性 62歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、大宝浦において、平成24年8月22日06時ごろから前日3か所に仕掛けていたいせび刺し網の巻揚げを開始し、2か所目を揚げ終えた頃、南東方から雨雲が接近して風が少し出てきた。 本船は、船首を西方～南西方に向けながらゆっくり前進し、2反目の網を揚げていた頃、南東の風が強くなって波が高くなり、急に雨が激しく降り始めたので、船長と甲板員が固形式の救命胴衣を脱いで合羽の上衣を着用し、揚網作業を続けた。 本船は、7反目の網を揚げていた頃、雨は小降りになったが、更に風が強くなり、白波が立ってきたので、船長が、揚網作業を続けるのは危険だと思い、近くの港に避難することとし、網と網のつなぎ目の

	<p>ロープを放すため、ゆっくり後進しながら、甲板員が7反目の網を海中に戻し始めた。</p> <p>船長は、甲板員が網を海中に戻しているとき、甲板員が網の中に足を入れたら危ないので、甲板員の足元を見ながら操船していた。</p> <p>本船は、約5m後進し、甲板員が6反目と7反目の網のつなぎ目のロープを引いて7反目の網を海中に放したとき、左舷船尾から波高約2mの波が打ち込み、機関室囲壁と船尾両舷の物入れの蓋が流されて機関室と船尾物入れに浸水した。</p> <p>本船は、船尾部のブルワーク上端付近から船体中央の甲板まで海水が滞留して船尾側に傾き、船体後部付近の排水口から海水が排出されない状態となった。</p> <p>本船は、機関の上部まで浸水してすぐに機関が停止し、高い波を更に左舷船尾に受け、船長が波に押し流されて落水したのち、右舷船尾が沈んで左舷船首が立ち、07時20分ごろ右斜め後方に1回転して転覆した。</p> <p>船長は、転覆した船内から甲板員を助け出したのち、刺し網の端に付けていた大きなブイと小さなブイを外し、大きなブイを甲板員の片手に持たせて他方の手で船長の肩を持たせ、船長が小さなブイを持って約60m離れた海岸に向けて泳ぎ始めた。</p> <p>船長と甲板員は、海岸から約15mの所まで近づいたが、波が更に高くなって進めずにいたところ、大きな波を受けて別々に流され、船長が何とか海岸にたどり着いて救助を求めに行った。</p> <p>船長は、釣り人の通報を受けた漁業協同組合からの連絡により救助に来た僚船に乗り、付近を漂流していた甲板員を僚船船長と2人で僚船に引き揚げ、五島市黒瀬漁港に帰港した。</p> <p>甲板員は、黒瀬漁港で待機していた救急隊員に引き渡されたが、その後、溺水による死亡と検案された。</p> <p>本船は、船首部を出した状態で漂流していたが、本事故後、天候が悪化し、数日間、波で岩に当たってバラバラになった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南東、風速 約6～7m/s  海象：波向 南東、波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船長が約20年前に中古で購入し、操舵室がなく、船内外機が装備されており、船体後部に機関室囲壁があって同囲壁上部に機関の操縦レバーが設けられ、船尾のアウトドライブに取り付けられた舵棒によって操舵が行われていた。</p> <p>本船は、甲板下の機関室後方両舷に船尾物入れがあり、機関室の前方に魚倉2個、魚倉の前方に後部物入れ2個が設けられていた。</p> <p>本船は、直径約10cmの円形の排水口が、後部物入れと魚倉の間の両舷側に各1個、船尾物入れの前の両舷側に各1個それぞれ設置されていた。</p>

	<p>いせえび刺し網漁は、本事故当日は前日の解禁後初めての揚網であり、早朝は風雨共になく、波も穏やかであったので、ほとんどの漁船が出漁していた。</p> <p>本船が使用する刺し網は、網丈約1.3mであり、1反分が重さ約5kgで長さ約15mの網を10反つないでおり、網の両端の上方にブイを取り付け、網と網のつなぎ目はロープで結ばれていたが、手で引くと容易にロープを放せるようになっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、2か所で揚網した20反の刺し網を船体中央付近から後部物入れ付近にかけて積載し、3か所目で揚網した6反の刺し網を甲板前部に積載していた。</p> <p>本船は、本事故当時、喫水が、船首約5cm、船尾約40～50cmであり、乾舷が、船首約80cm、船尾約50～60cmであった。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、合羽の上から救命胴衣を着用するには、救命胴衣の脇の下のひもを結び直してサイズを調節する必要があり、また、夏場で暑く、もう少しで揚網作業が終わることもあり、救命胴衣を脱いで作業を続けていた。</p> <p>船長は、ふだん、操業中に時化<sup>しげ</sup>てきたときは、近くの港に避難するようにしていたが、本事故当時のように風雨が急に強まり、天候が急変して悪化した経験がなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持していたが、防水型ではなかったため、本事故当時、海水に濡れて使用できなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし あり</p> <p>本船は、大宝浦で刺し網を巻揚げ中、風速約6～7m/sの南東風が吹くようになり、波高約2mの波が発生し、左舷船尾から波が打ち込んだことから、機関室等に浸水して船尾側に傾き、海面より低くなった排水口から海水が排出されず、更に左舷船尾に波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員は、船長と共に海岸に向けて泳いでいたが、波を受けて船長と別々に流され、溺水に至ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、大宝浦で刺し網を巻揚げ中、風速約6～7m/sの南東風が吹くようになり、波高約2mの波が発生し、左舷船尾から波が打ち込んだため、機関室等に浸水して船尾側に傾き、海面より低くなった排水口から海水が排出されず、更に左舷船尾に波を受けて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・水深が浅い場所においては、波が急に高くなることがあるので、周囲の波の状況に注意するとともに、作業中に波が高くなってきた場合は早めに避難すること。</li><li>・作業中は救命胴衣を着用すること。</li><li>・緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携帯することが望まれる。</li></ul>
--	---